



令和元年11月5日
十日町市医療介護課

南部地区振興会が「訪問型サービスB」に取り組みます

十日町市では、将来の介護人材不足や要支援者の生活支援サービス量の増加に対応できるように、地域の多様な主体により生活支援サービスを提供する「訪問型サービスB」を今年度から実施しております。この事業は、介護保険制度において、地域の実情にあった地域の支え合い活動を可能にする地域支援事業の一つに位置付けられています。

今回、地域組織としては初めて『南部地区振興会』が今月より取り組むことになりましたので、お知らせいたします。

1 訪問型サービスBとは

| | |
|---------------------|--|
| 生活支援内容 | ケアマネジャーが必要と判断し、ケアプランに基づいた内容での生活支援（調理・掃除・洗濯・買い物代行等） |
| 生活支援対象者 | 要支援1・2及びそれに準ずる方 |
| 支援実施団体の認証基準 | ボランティア等地域住民が主体となる団体で、規約・会計体制整備、個人情報保護、支援従事者の清潔保持等ができ、保険加入する等の最低限守るべき認証基準に該当するもの |
| 利用料金等 | 1回（1時間まで）につき自己負担額200円 （市は1回につき、団体に対し1,400円を補助） |
| <参考> 既に取り組んでいる団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 十日町地域シルバー人材センター ・特定非営利活動法人 ほほえみ ・ボランティア団体 ひだまり |

2 南部地区振興会について

事業対象範囲は、以下の南部地区振興会の範囲内となります。

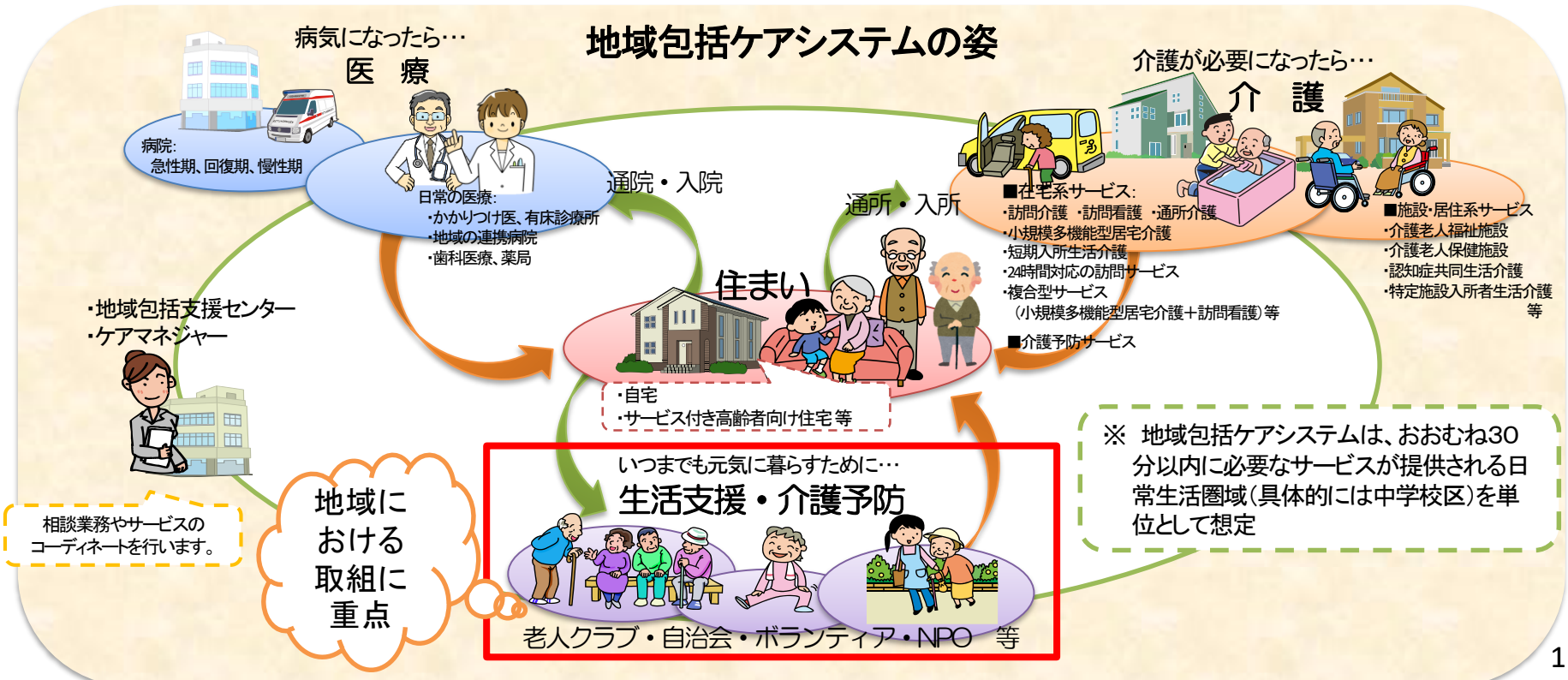
本町1丁目上、本町1丁目下、本町東1丁目、本町西1丁目、本町2丁目、袋町東、袋町中、袋町西、十日町栄町、寿町4丁目、高田町1丁目、高田町2丁目、昭和町1丁目、七軒町、泉町、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、学校町1丁目、学校町2丁目（以上21）

※地区内人口2,123人、高齢化率39.5%

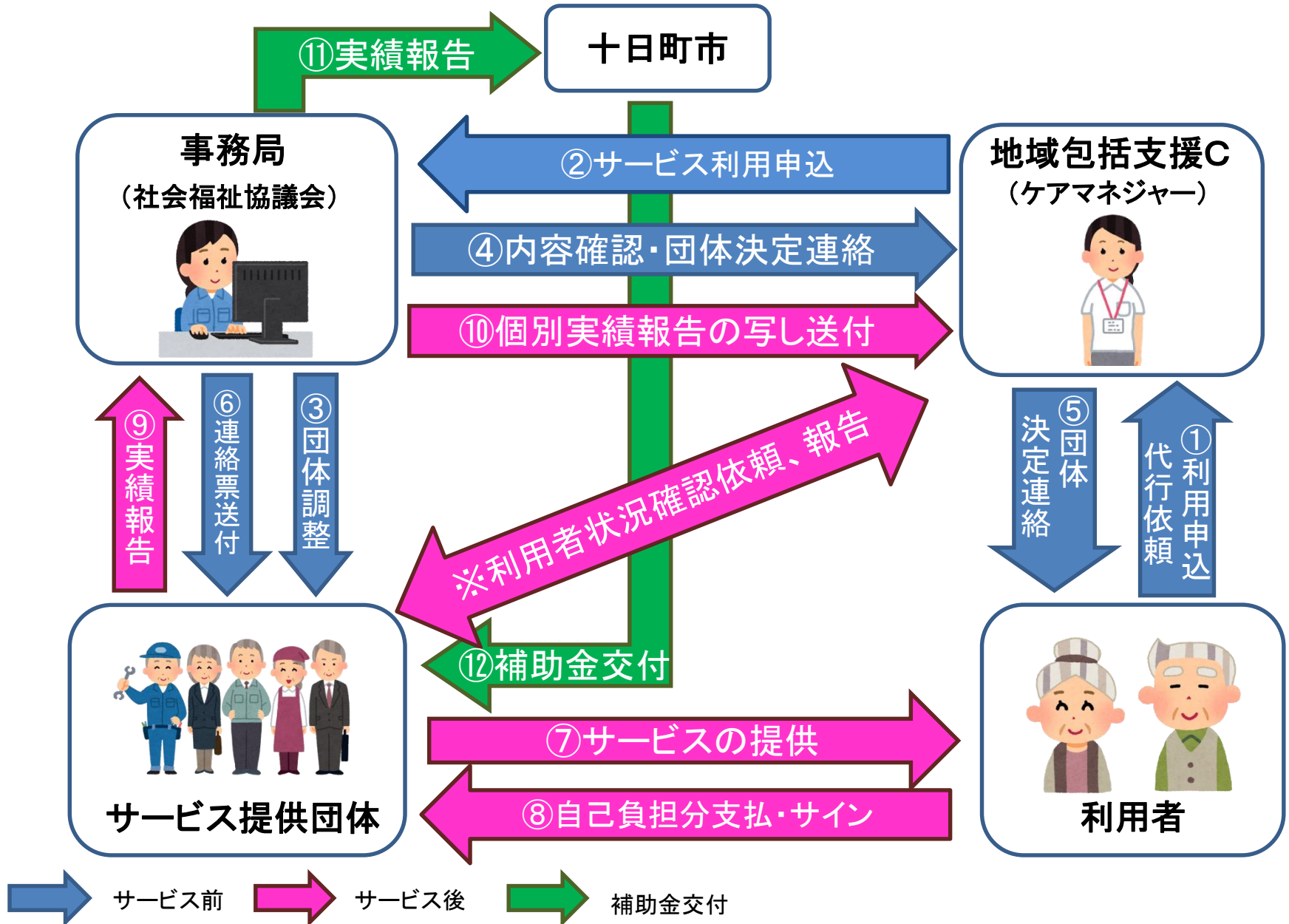
■お問合せ先

十日町市医療介護課 高齢者支援係
担当：藤田・春川 ☎025-757-9758（内線134）

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



訪問型サービスB補助事業の流れ



十日町市訪問型サービスB補助事業 概要

【事業概要】

要支援者等に対し、地域に出来る限り住み続けられるようにするため、必要な生活支援を実施する住民主体団体等に対し、市が定める生活支援を実施したことに対して補助を行う。

【補助対象】市が認証した団体が行う、市が定めた内容に合致する生活支援の実施

【実施主体】生活支援を実施する団体(現在3団体)

十日町地域シルバー人材センター、NPOほほえみ、ひだまり(ボランティア団体)

【事務局】十日町市社会福祉協議会 【実施方法】補助

【対象者】

要支援1・2及び事業対象者のうち、身体介護を伴わない生活援助が必要な方で、担当ケアマネジャーが本人の自立のために生活援助が必要と判断した方

【対象となる支援内容】

担当ケアマネジャーがケアプランに定義した、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助サービス(支援)の他、それに付随する傾聴(話し相手)サービス(支援)の提供

【利用回数・時間】週2回(要支援2)、週1回(要支援1・事業対象者) **1回1時間まで**

【補助金額】 1人1回1時間の支援実施に対して市が1,400円を補助
(利用者負担は1回200円として団体が直接徴収する)

十日町市訪問型サービスB補助事業 概要(続き)

- 【従事資格】・十日町市が指定する研修(「十日町市生活・介護支援サポーター養成講座(担い手養成コース)」※14時間程度の講習)を修了していること
- ・ヘルパー等の有資格者は、その資格にて従事可

【サービス提供団体の基準】

- ・法人格は問わないが、団体規約等や会計体制の整備、個人情報保護の体制、団体の従事者の清潔保持等ができること
- ・最低1名以上の事業責任者及び最低5名以上の従事者がいること
- ・その他、保険等への加入などの要件あり

【訪問型サービスBにおける生活支援の内容】

- ①掃除(ゴミ出し等含む)、②洗濯、③ベッドメイク、④衣類の整理・被服の補修
- ⑤一般的な調理、配下膳、⑥日用品の買い物等、⑦冬場に本人が使う必要最低限の暖房燃料の持ち込み

+⑧上記に付随した傾聴サービス(単独での傾聴サービスはなし)

※本人の通常の生活において必要な範囲でのみ実施可